

体力科学著作権譲渡のお願い

体力科学編集委員会

現在、機関誌“体力科学”54巻1号(2005年)～58巻3号(2009)まで独立行政法人科学技術振興機構(JST)が運営するJ-STAGE(科学技術情報発信・流通総合システム)で公開中です。JSTでは国内学協会の学術雑誌の国際発信力強化と知的財産の保存を目的として、平成17年度より紙媒体の雑誌を創刊号に遡り無償で電子化する事業、所謂JST電子アーカイブ事業(Journal@rchive)を行っております。そこで、日本体力医学会でも平成21年度のJournal@rchive事業に応募(平成21年6月25日)し採択の内諾を頂きました。J-STAGEによる体力科学公開に際し、著作権の問題をクリアしなければなりません。“体力科学”掲載論文等が体力医学会に帰属することになったのは平成16年6月1日(53巻3号)以降(投稿規程改定)であり、それ以前の著作権は著者に帰属します。平成16年6月1日以前の論文等(創刊号～53巻2号)の著作権は著者が保有しており、学会として権利譲渡・許諾を受ける必要があります。

1. 著作権の基本的考え方

- 1) 著作権は著者にあり、著者が死亡した場合、死後50年経過するまで著者の相続人が著作権を保有する。
- 2) 電子アーカイブ事業で論文等をJSTが電子化し、Journal@rchiveのサイトでインターネット公開するためには、著作権のうち「複製権」と「公衆送信権(送信可能化権も含む)」の行使を著作権者からJSTに許諾する必要があります。学会としては、著者に著作権のJSTへの許諾を願い出なければならない。

2. 著作権譲渡方法

日本体力医学会への著作権(複製権と公衆送信権(送信可能化権も含む))譲渡方法として、創刊号～53巻2号に掲載されている論文、学会大会・地方会における抄録等著作物すべての著者から個別に許諾を受けることが基本ですが、物理的、経済的観点から不可能です。JST等が薦める次善の方法として、雑誌“体力科学”や学会HP等Webサイトを利用して、創刊号～53巻2号の著者に対し日本体力医学会への著作権譲渡およびJSTへの許諾のお願いをする方法です。

3. 創刊号～53巻2号までの掲載論文等の著者の皆様へのお願い

この度、上述のような経過を経て、機関誌“体力科学”掲載論文等をJ-STAGEで公開することになりました。つきましては、“日本体力医学会への著作権譲渡およびJSTへの掲載許諾”をお願いする次第です。平成22(2010)年3月31日(告知期間)までに著作権者よりJ-STAGE公開の異議・申し立てがなかった場合には“許諾”されたものと解釈し、公開します。もし、この“お願い文”を見なかった場合や著者が故人となり公開拒否の通告ができなかった場合、または既に公開された論文等の公開継続が不都合と判断された場合には速やかに削除させて頂きます。